

令和6年10月28日

学校支援課

## 王寺工業高校の分割発注に係る住民訴訟（第2審）の判決について

### 1. 報告概要

令和2年度に、県立王寺工業高等学校において、違法な分割発注があったとして、県に対して損害賠償の請求等を求める住民訴訟（第2審）について、令和6年9月25日に棄却判決が下された。

### 2. 訴訟概要（令和5年5月23日控訴）

#### （1）控訴人

阪口保氏他5名（控訴人訴訟代理人：兒玉修一弁護士）

#### （2）控訴人の主張

令和2年度に、県立王寺工業高等学校において発注された3件の工事について、一体的に発注できる工事を分割し、違法な随意契約が締結されたことによって、奈良県が損害を蒙った。

### 3. 判決概要（令和6年9月25日）

- ・本件分割発注によって、奈良県に損害は生じていないため、本件控訴を棄却する。
- ・当時の校長は、本件分割発注をしたことについて、著しく注意義務を怠ったというべきであるから、重大な過失があったと認められる。（第1審：軽過失）

### 4. 再発防止に向けた取組み

学校長、事務長に対する注意喚起や、事務マニュアルを作成するなどして、再発防止に取り組んでおり、今後も、再発防止に向けた取組みを継続していく。